

事業計画書

1. 管理運営にあたっての基本方針

医療法、豊橋市休日夜間・障害者歯科診療所条例を遵守し、休日・夜間において、安心して市民生活が送れるよう、急病患者への初期の歯科医療や心身に障害のある患者への歯科医療を行います。

休日（日曜日、国民の祝日、1月2日から4日、8月13日から15日、12月30日から31日）の10時から17時までと休日診療の日を除く20時から23時までの歯科診療体制を維持します。

木曜日（休日診療の日及び12月29日を除く。）の13時30分から16時30分までの障害のある患者への歯科診療体制を維持します。

最新の歯科医療知識を基に正確な判断、適切な医療に努めるとともに法令遵守のため、講習会の開催や会員への積極的な参加の呼びかけを行います。

2. 管理運営に関する具体的事項

①施設の設置目的を最大限に発揮する管理運営業務について

現在の休日夜間歯科診療体制を維持するとともに、障害者歯科診療については、こども発達センターで歯科診療を行っているスタッフが障害者歯科診療を行うとともに、障害者歯科診療ができる歯科医師の育成を行うことで安定した質の高い医療を行います。

②利用者サービスの向上について

受診者のために、親切・丁寧な対応を心がけ、受診し易い環境を作るとともに、専門的な知識・技術をもって適切な診療を行います。障害者歯科診療所については、歯科医師会会員の診療所において啓発を行うなど市民に周知するなど施設稼働率の向上に努めます。また、障害者の患者に対し適切かつ安定した医療を提供するため、静脈麻酔を活用した治療を行います。

③人員体制、責任体制及び人材育成について

受診者からの苦情、業務上の問題点は、専務理事が責任をもって対応し、歯科医師会の理事会、定例会などで報告、意見交換し、情報共有に努めます。

障害者歯科、安全管理などの講習会などには、会員の積極的な参加を呼びかけます。

④施設の維持管理について

保健所・保健センターの施設維持管理会社と協力し、市の意向に沿った施設の維持管理に努めます。

⑤危機管理対策について

保健所・保健センターと協力し、災害時には救護所の応援体制を取ります。また、個人情報の適切な取扱いを行うため、研修を実施することで、個人情報保護法・条例を遵守します。

3. 施設経営に関する事項

備品の長期利用や設備のメンテナンス実施など物件費の節減に努めるなど、コスト抑制に努めます。

4. その他

安定した歯科医師の確保により、ゴールデンウィーク、盆、年末年始などの繁忙期には歯科医師等を増員することで市民サービスに努めるとともに、収入確保に努めます。原則、こども発達センターでの歯科診療スタッフが同日の午後にそのまま障害者歯科診療を行うことで安心して歯科診療を受診できる体制を確保します。

収支予算書(令和5年度分)

(単位:千円)

区 分		金 額
収入 計画	指定管理料	38,436
	利用料金	
	自主事業収入	
	その他収入	
収入合計		38,436

区 分	内 訳	金 額	
支出 計画	1)人件費	給与	30,525
		法定福利費	185
	2)報償費	報償金	120
	3)需用費	消耗品費	164
		印刷製本費	11
		修繕費	330
		医薬材料費	2,200
	4)役務費		761
	5)委託料		1,013
	6)賃借料		596
	7)備品購入費		110
	8)公租公課		2,421
	支出合計		38,436

施設運営の体制づくりについて

①組織及び職員構成

